平成２２年（フ）第１６４３号
京都府宇治市広野町中島17番地の１　エスリード宇治広野705号
債務者　舩田　竜二
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４４号
京都府宇治市広野町中島17番地の１　エスリード宇治広野705号
債務者　プチサロンソレイユこと　舩田　利恵
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７７号
京都市伏見区淀樋爪町397番地１　コーポ津田Ｂ－１
債務者　山川　妙子
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８６号
京都市右京区花園車道町９、住民票上の住所京都市下京区二ノ宮町通七条上る下二之宮町425番地
債務者　橋本　順子（旧姓堤下）
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３８号
京都市伏見区桃山町丹後33番地311　フェリエス桃山205号
債務者　横田　広志
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６０号
京都市東山区花見小路通古門前上る巽町430番地　市営住宅11棟515
債務者　岡　　正巳
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
広島県江田島市大柿町大原1583番地７
債務者　沖　　茂
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１８９号
広島県呉市吉浦新町１丁目４番３号
債務者　徳永　　壹
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１８４号
宮崎県延岡市長浜町２丁目1907番地１
債務者　植杉　代市
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２０３号
宮崎県延岡市北川町川内名8603番地
債務者　小野　良夫
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２０７号
宮崎県延岡市土々呂町５丁目1162番地１
債務者　和田　理恵
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２３１号
宮崎県延岡市浜砂２丁目19番20号
債務者　坂本　　登
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１１０号
岩手県北上市里分８地割83番地　ラ・プラージュ204号
債務者　齋藤　末男
１　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２９８号
長野市三輪９丁目47番５―105号　宇木団地
債務者　丸山　信夫（旧姓徳武）
１　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
長野県東御市下之城589番地、前住所長野県東御市和1951番地６
債務者　渡邉　　登（旧姓園原）
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第４０号
佐賀県唐津市海岸通7182番地187
債務者　栗山　　功
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第４１号
佐賀県唐津市海岸通7182番地187
債務者　栗山セツ子
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部